

付 議 第 8 号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 26 年 6 月高知県議会定例会提出予定の条例議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例議案

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例を次のように定める。

平成26年6月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例

(地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和28年高知県条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第3の表中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

(高知県特別会計設置条例の一部改正)

第2条 高知県特別会計設置条例(昭和39年高知県条例第3号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉資金貸付事業」を「母子福祉資金貸付事業、父子福祉資金貸付事業」に、「高知県母子寡婦福祉資金特別会計」を「高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計」に改める。

(高知県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 高知県の事務処理の特例に関する条例(平成12年高知県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条の表14の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(高知県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第4条 高知県住民基本台帳法施行条例(平成14年高知県条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1の24の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉資金」を「母子福祉資金、父子福祉資金」に改める。

(高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部改正)

第5条 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例(平成14年高知県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる全ての」に改め、同項第3号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「、前項各号に掲げる全ての」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第2条中高知県特別会計設置条例本則の表の改正規定(「高知県母子寡婦福祉資金特別会計」を「高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計」に改める部分に限る。次項において同じ。)及び同項の規定は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書の改正規定の施行の際現に設置されている高知県母子寡婦福祉資金特別会計は、第2条の規定による改正後の高知県特別会計設置条例の規定による高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計として引き継がれるものとする。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例議案説明

この条例は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）の施行による母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の一部改正に伴い、関係条例について引用規定の整理等を行うとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（抜粋）

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（抜粋）

第2条 報酬は、議会の議員の中から選任された監査委員については月額104,000円を、その他の者についてはそれぞれ別表第1から別表第3までに掲げる額を支給する。

第2条 報酬は、議会の議員の中から選任された監査委員については月額104,000円を、その他の者についてはそれぞれ別表第1から別表第3までに掲げる額を支給する。

2～4 略

2～4 略

5 別表第3に掲げる者の旅費は、同表に掲げる額を一般職の職員
の例により支給する。

5 別表第3に掲げる者の旅費は、同表に掲げる額を一般職の職員
の例により支給する。

別表第3（第2条、第3条、第7条関係）

別表第3（第2条、第3条、第7条関係）

区分	報酬	旅費
略	勤務1日につき、12,000円以内（月額で報酬額を定めるものにあつては、月額240,000円以内）で任命権者が知事と協議して定める額	一般職の職員相当の旅費額以内で任命権者が知事と協議して定める額
母子・父子自立支援員		
略		

区分	報酬	旅費
略	勤務1日につき、12,000円以内（月額で報酬額を定めるものにあつては、月額240,000円以内）で任命権者が知事と協議して定める額	一般職の職員相当の旅費額以内で任命権者が知事と協議して定める額
母子自立支援員		
略		

備考 略

備考 略

新 旧 対 照 表

新
高知県特別会計設置条例（抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次のとおり特別会計を置く。

目的	名称
略	略
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による <u>母子福祉資金貸付事業、父子福祉資金貸付事業及び寡婦福祉資金貸付事業を行うため</u>	<u>高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計</u>
略	略

旧
高知県特別会計設置条例（抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次のとおり特別会計を置く。

目的	名称
略	略
母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による <u>母子福祉資金貸付事業及び寡婦福祉資金貸付事業を行うため</u>	<u>高知県母子寡婦福祉資金特別会計</u>
略	略

新 旧

高知県の事務処理の特例に関する条例（抜粋）

（市町村が処理する事務の範囲等）

第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

事務	市町村
1～13 略	略
14 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> （昭和39年法律第129号）の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定める事務	各市町村（高知市を除く。）
15～32 略	略

対

照 表 新 旧

（平成26年10月1日時点）

高知県の事務処理の特例に関する条例（抜粋）

（市町村が処理する事務の範囲等）

第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

事務	市町村
1～13 略	略
14 <u>母子及び寡婦福祉法</u> （昭和39年法律第129号）の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定める事務	各市町村（高知市を除く。）
15～32 略	略

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県住民基本台帳法施行条例（抜粋）

（本人確認情報を利用することができる事務）

第2条 法第30条の8第1項第2号の条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。

別表第1（第2条関係）

1～23 略

24 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）により貸し付けられた母子福祉資金、父子福祉資金又は寡婦福祉資金の償還又はその違約金の徴収に係る母子福祉資金、父子福祉資金若しくは寡婦福祉資金の貸付けを受けた者若しくはその相続人又は当該母子福祉資金、父子福祉資金若しくは寡婦福祉資金の貸付けを受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認

25～47 略

高知県住民基本台帳法施行条例（抜粋）

（本人確認情報を利用することができる事務）

第2条 法第30条の8第1項第2号の条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。

別表第1（第2条関係）

1～23 略

24 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）により貸し付けられた母子福祉資金又は寡婦福祉資金の償還又はその違約金の徴収に係る母子福祉資金若しくは寡婦福祉資金の貸付けを受けた者若しくはその相続人又は当該母子福祉資金若しくは寡婦福祉資金の貸付けを受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名、生年月日若しくは住所の確認

25～47 略

新 旧 対

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（抜粋）

（奨学金の貸与）

第2条 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を備えている者に対し、奨学金を貸与することができる。

- （1） 高等学校等に在学する生徒であって、教育委員会規則で定める保護者（当該生徒が成年者である場合にあつては、当該生徒）が県内に居住するものであること。
- （2） 経済的な理由により著しく修学が困難な者として教育委員会規則で定める者であること。
- （3） 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資の貸与又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金その他国若しくは県からの奨学金等（教育委員会規則で定める奨学金等を除く。）の貸与を受けていない者であること。

2 教育委員会は、予算の範囲内で、前項各号に掲げる全ての要件を備えている者のうちから選考の上、奨学金を貸与する者を決定するものとする。

照 表
新 旧

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（抜粋）

（奨学金の貸与）

第2条 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる要件を備えている者に対し、奨学金を貸与することができる。

- （1） 高等学校等に在学する生徒であって、教育委員会規則で定める保護者（当該生徒が成年者である場合にあつては、当該生徒）が県内に居住するものであること。
- （2） 経済的な理由により著しく修学が困難な者として教育委員会規則で定める者であること。
- （3） 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資の貸与又は母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金その他国若しくは県からの奨学金等（教育委員会規則で定める奨学金等を除く。）の貸与を受けていない者であること。

2 教育委員会は、予算の範囲内で前項に規定する要件を備えている者のうちから選考の上、奨学金を貸与する者を決定するものとする。